

2022年（令和4年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）6月16日（木）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）6月16日（木）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）6月30日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 非農地判断について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
 - 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について

- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 13番 山本 明
 - 15番 谷本 耕造 以上9名

- 8 欠席委員
 - 5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子 11番 下江 京子
 - 12番 河村 昇 14番 須藤 薫雄 以上6名

- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	杉原 信弘		

以上7名

11 議事内容
午前 9時55分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第6回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に，総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。
議長	続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号2番上田憲一郎委員と議席番号3番土屋智樹委員をお願いします。
議長	議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第6回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書（別冊）1ページ1番の27-1，35-1，35-3の現況地目欄「田」を「畑」に訂正。 それに伴い，合計欄「田3筆 818 畑1筆 400」を「田0筆 0 畑4筆 1，218」に訂正。 次に4ページ4番の備考欄に「所要面積1，565平方メートル 併用地879平方メートル」を追記。

<p>事務局 続き</p>	<p>次に6ページ1番の利用状況欄「平成17年から駐車場として利用し、現在に至る。」を「昭和44年以降駐車場として利用し、現在に至る。」に訂正。</p> <p>次に8ページ10番の内「238-1」と「238-2」の2筆を取下げ。</p> <p>次に9ページ3番の内「877」の登記簿地目「田」を「畑」に訂正。</p> <p>次に14ページ59番が取下げ。</p> <p>それに伴い、合計欄「田37筆 16,690 畑55筆 12,810 計92筆 29,500」を「田35筆 15,560 畑56筆 13,299 計91筆 28,859」に訂正。</p> <p>次に、24ページ72番の内「39-2」の1筆を取下げ。</p> <p>それに伴い、27ページの合計欄「田131筆 110,046 計146筆 124,893」を「田130筆 109,994 計145筆 124,841」に訂正。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、6月27日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名7名の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号40件、議案第5号42件、議案第6号1件、議案第7号1件、合計95件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から7番について報告します。</p> <p>1番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>2番は、金江町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>3番から5番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、3人の渡人から申請地の取得、または、使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は、神辺町の受人が、東京都西多摩郡檜原村の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>なお、この受人は、備考欄にありますように、別件で農地の借り受けに係る許可申請を併せてしています。</p> <p>以上、いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、6月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第5号19件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番について報告します。</p> <p>8番は、尾道市の受人が、尾道市の渡人から特定遺贈により取得し、野菜を栽培する計画です。農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、6月17日の午前10時00分からと6月27日の午後0時20分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち11名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号11件、議案第5号23件、議案第6号4件、議案第7号1件、の合計47件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの9番から3ページの12番について報告を</p>

<p>委員</p> <p>10番 安原 続き</p>	<p>します。</p> <p>9番は、孫である神辺町の借受人が、申請地へ使用貸借権を設定して、祖父である駅家町の貸出人から借り受け、水稻を栽培するもので、3ページの17番と関連して新規就農するものです。</p> <p>10番と11番は、弟である駅家町の譲受人あるいは借受人が、10番で兄から申請地を贈与で譲受け、11番で使用貸借権を設定して、借受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3ページの12番は新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、6月27日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号3件、議案第5号11件、議案第6号8件、議案第7号3件の合計30件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ13番から17番について報告します。</p> <p>13番は、2ページ7番と関連案件です。</p> <p>13番は、申請地の川北の田1筆677㎡について、新徳田の受人が3年間の使用貸借権を設定して川北の渡人から借り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>14番は、申請地の新徳田の田1筆122㎡について、所有している新徳田の渡人が労力不足となり農業後継者もなく営農継続が困難となったため、申請地隣地を耕作中で新徳田に実家のある名古屋市の受人が譲り受けて、水稻の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、申請地の下竹田の畑1筆1,293㎡について、相続により所有した上竹田の渡人が労力不足となったため、親族で従前から申請地の耕作を手伝っていた下竹田の受人が贈与により譲り受けて、果樹の栽培をするものです。</p> <p>16番は、申請地の下御領の畑3筆合計524㎡について、所有している下御領の渡人が労力不足で営農継続が困難になったため、申請地隣地の下御領の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るもので</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>す。 17番は、2ページ9番と関連案件です。 17番は、申請地の下御領の田1筆224㎡について、所有している岡山市の渡人は、遠方居住で営農継続が困難であることから、申請地隣地に自宅の建築を予定している下御領の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。 いずれの案件も申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>

議 長	東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、6月24日の午前8時40分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第2号1件、議案第4号9件、議案第5号1件、合計11件について審議しました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4頁1番について報告します。</p> <p>1番は、千田町大字千田の譲渡人から千田町三丁目の譲受人が所有権を取得し、申請地を譲受人が経営する会社の露天駐車場とするものです。</p> <p>場所は、千田小学校から南東、611メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。</p> <p>瀬戸町の受人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、内浦公民館の南、約1.2キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、広島市の受人が、本郷町の渡人から譲受け、住宅への進入路を設置するものです。本郷小学校から南西へ約350メートルのところ です。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページ4番について報告します。</p> <p>4番は、東町二丁目に住む土木建設業を営む経営者が現在の事務所が借地のため、今回の申請地を譲受け、併用地を含む所要面積1,565㎡へ重機置場、事務所、駐車場を整備し移転するものです。</p> <p>なお、併用地の下安井706-4と709はすでに、今年の2月3日に5条許可を得ています。</p> <p>場所は、網引小学校の北東、約300メートルのところですが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ5番から7番について報告します。</p> <p>5番と6番は、関連案件です。</p> <p>土木建築・不動産業を営む霞町の法人が、5番の道上の田1筆518㎡と6番の道上の田1筆1,262㎡を、それぞれ道上の譲渡人から譲り受けて、併用地と合わせた合計2,028㎡に周辺で需要のある建売住宅8棟を建築供給するものです。</p> <p>7番は、上御領の受人が、上御領の畑1筆1,336㎡について、使用貸借権を設定して渡人の親族から借り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可相当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の「7番」は井原鉄道井原線御領駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、沼隈町の申請人が、</p> <p>1441-1については、昭和53年以前から住宅敷地として利用し、</p> <p>1443-4については、昭和63年以前から倉庫敷地として利用し、</p> <p>1443-10及び1443-11については、昭和44年以降 駐車場として利用し、現在に至っております。</p> <p>2番は、奈良津町の申請人が、昭和63年以前から道路として利用し、現在に至っております。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>1番と2番の場所は、旧能登原小学校の北西、約130メートルです。 3番は、東広島市の申請人が、 280-3については、昭和44年から住宅敷地として利用し、 5624-5については、平成8年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が 繁茂しております。 場所は、箕島小学校の北、約300メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であ り、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の4番から9番について報告 します。 4番は、神村町の申請人が、平成元年頃から耕作放棄をしていたところ、雑 木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、神村公民館から南東へ約1 70メートルのところでは、 5番は、尾道市の申請人が、平成4年頃から耕作放棄をしていたところ、雑 木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、神村小学校から南へ約62 0メートルのところでは、 6番は、柳津町の申請人が、昭和57年頃から耕作放棄をしていたところ、 雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、新屋戸池から北へ約20 メートルのところでは、 7番は、柳津町の申請人が、昭和37年頃から住宅への進入路として利用さ れていたものです。場所は、神村小学校から南へ約620メートルのところ では、 8番は、金江町の申請人が、平成20年頃から耕作放棄をしていたところ、 雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、新屋戸池南側隣接地です。 9番は、金江町の申請人が、昭和35年頃から耕作放棄をしていたところ、 雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、寺屋敷池から西へ630 メートルのところでは、 なお、すべての申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局 との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥 当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊8ページの10番から12番について報告します。</p> <p>10番の駅家町大字雨木17-1は平成9年以前から雑木等が繁茂し、山林となっています。</p> <p>場所は服部ふれあいセンターの西約300メートルの所です。</p> <p>駅家町大字助元228-4は平成12年以前から学校や地域の行事に駐車場として使用され、今後も使用されます。</p> <p>場所は服部ふれあいセンターの南西角地です。</p> <p>11番の2筆は隣接しており、昭和40年代以後、耕作放棄していたところ、クズや雑木等が繁茂し、原野となっています。</p> <p>場所は服部ふれあいセンターの南西約1.5キロメートルの所です。</p> <p>12番の3筆は隣接しており、平成元年ごろから耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し原野となっています。</p> <p>場所は網引小学校の東700メートルの所です。</p> <p>駅家町大字助元228-4を除く申出地は、すべて農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>— 全員挙手 —</p> <p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり証明することに決定します。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案第4号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地判断について」の9頁1番から10頁9番について報告します。 1番～9番は坪生町のまとまった位置にあります。 農地パトロールで長いもので2013年11月から、短いものでも2020年9月から複数年荒廃区分5と確認しており山林状態が続いているものです。 山の麓で、傾斜地・不整形地のため耕作困難だったと考えられます。 場所は坪生小学校から北東約1,577mの位置になります。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地判断について」の10番から49番について報告します。 10番から49番は、沼隈町及び内海町にあり、平成26年または平成28年から農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地判断について」の別冊13ページ50番から60番について報告します。 50番から60番について、担当委員による農地パトロールを実施し、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査を行ったところ、雑木等が繁茂し山林原野となっております。 なお、52番を除く農地は、全て農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。 現地調査を行い、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農地性がなく、農地への復元は困難であり、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番について報告します。</p> <p>1件、1筆、地目：田、面積895㎡、使用貸借で3年更新です。</p> <p>協議会で審査しましたが、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の2番から43番について報告します。</p> <p>合計で、42件、64筆、面積 48,932平方メートルです。</p> <p>地目別では、田：55筆：37,025平方メートル 畑：8筆：11,891平方メートル その他：1筆：16平方メートルです。</p> <p>新規・更新の別では、 新規分 21件、34筆、25,710平方メートル 更新分 21件、30筆、23,222平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の44番から62番について報告します。</p> <p>合計で、19件、27筆、面積 17,878㎡です。</p> <p>地目別では、田：22筆、15,213㎡、 畑： 5筆、 2,665㎡</p> <p>新規・更新の別では、新規分10件、14筆、8,634㎡と更新分が9件、13筆、9,244㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊22ページの63番から25ページの85番について報告します。</p> <p>全体で、件数23件、筆数37筆、面積34,742平方メートルです。</p> <p>新規分が、件数19件、筆数31筆、面積31,277平方メートル、 その内、新規就農促進措置が1件、筆数1筆、面積351平方メートルです。</p> <p>更新分が、件数4件、筆数6筆、面積3,465平方メートルとなっております。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>ます。 作物別では、 水稲の作付けが 16筆, 16, 606平方メートルです。 野菜の作付けは, 19筆, 17, 388平方メートルです。 藍の作付けは, 2筆, 748平方メートルです。 なお, 今回の新規就農者は法人が1社で個人が1人です。 担当委員から調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれの案件も, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」25ページ86番から27ページ96番について報告します。 合計で, 11件, 登記地目別は, 全て田で17筆, 面積22, 394㎡です。 利用権別は, 賃借が2件3筆, 使用貸借が9件14筆で, 利用目的別では, 14筆が田で水稲, 3筆が畑で野菜です。 新規・更新の別では, 新規分6件11, 561㎡, 更新分5件10, 833㎡です。 担当委員による調査, 報告があり, 協議会で審議しましたが, いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により, 農業委員会の決定を経て, 農用地利用集積計画を定めるものです。 議案書(別冊)の15ページから27ページにかけて計96件を上程しています。 この内, 「新規就農促進措置」によるものは, 15ページ3番, 25ページ85番, 26ページ94番で経営面積が1, 000平方メートル未満ですが, 1筆を単位として利用権設定を行うものです。 本計画案は, 5月2日を締切りとして, 145筆, 124, 841平方メートルの申し出がありました。</p>

事務局 続き	全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。
議長	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議長	次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の1番について報告します。 沼隈町の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。 筆数 7筆、面積 6,435平方メートルで、地目は、いずれも畑です。 当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」（農地中間管理事業）の28ページ2番から5番について報告します。</p> <p>28ページ2番から5番の貸付人からそれぞれの申請地を次の内容で中間管理機構（一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団）へ貸し出すものです。</p> <p>全部で、4件、田7筆、7,586平方メートルです。</p> <p>権利別では、全て、使用貸借権の設定によるものです。</p> <p>権利の設定期間は、全て、令和4年8月1日から令和14年12月31日までです。</p> <p>新規・更新別では、全て、新規分です。</p> <p>全ての農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の29ページ6番から13番について報告します。</p> <p>貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるもので、件数8件、登記地目は全て田で13筆、賃借によるもので、面積は14,731㎡です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>13件、27筆、28,752平方メートルの申し出がありました。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の1番については、計画案に意見、異議等はありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の30ページ2番について報告します。</p> <p>2番は、近田の借受人である法人が農地中間管理機構を通じて対象農地の田、7筆、7、586平方メートルを使用貸借権で借り受け、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>この法人はすでに配分計画による実績もあり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の31ページ3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、庄原市の法人が、賃借権で対象農地の箱田6筆と下御領1筆の7筆合計6,491㎡を借り受けて、キャベツの栽培をする計画です。</p> <p>4番は、新涯町の法人が、賃借権で西中条の対象農地1筆1,047㎡を借り受けて、ジャガイモ、タマネギ、ニンニクの栽培をする計画です。</p> <p>5番は、周辺の農地を集約している上御領の農事組合法人が、賃借権で八尋の対象農地5筆合計7,193㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>いずれの法人も既にそれぞれの地区で配分計画による集積実績もあり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第7号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。</p> <p>農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。</p> <p>利用権の始期は県の公告日の翌日からとなります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、31ページの5番は山本明（やまもと あきら）委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委 員	<p>（山本明委員が退席）</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。</p>
議長	<p>採決が終わりましたので、山本明（委員は入室・ご着席ください）。</p>
議長	<p>次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の32ページから37ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、23件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、38ページと39ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、40ページから46ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条14件、5条45件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、47ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。4件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、48ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知に</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>ついて」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。</p> <p>次に、49ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から4件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、50ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、3件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第6回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は7月29日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時00分閉会